

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第2条の規定に基づき、沖縄県農政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 農業関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他知事が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び県の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議することができる。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会は、部会長が必要に応じ、会長に諮って招集する。
- 6 部会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 8 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。
- 9 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、農林水産部農林水産総務課において処理する。

一部改正〔平成13年規則68号・25年27号〕

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 沖縄県パイナップル缶詰類検査審議会規則（昭和47年沖縄県規則第131号）
 - (2) 沖縄県農林漁業振興促進対策協議会規則（昭和47年沖縄県規則第173号）
 - (3) 沖縄県農業協同組合合併推進協議会規則（昭和47年沖縄県規則第181号）
 - (4) 沖縄県果樹農業振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第189号）

附 則（平成13年3月30日規則第68号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。